■市民の皆様からいただいた「市長への手紙」に対する回答の内容をまとめました。

○対象となった市長への手紙　　：５件
○対象とならなかった市長への手紙：１２件（匿名、回答不要、市政に直接関係のない内容等のもの。）

■対象となった市長への手紙の回答（受付年月　令和６年 10 月分）
※対象となった市長への手紙のうち、１件は個人情報に関する内容となっており、下記に掲載しておりませんので御了承下さい。

対応状況凡例：○＝手紙の内容に応じて対応済
△＝手紙の内容を検討中
×＝手紙の内容に対応できない

NO.	種別	件名	要旨	対応		所管課
				内容	状況	
1	メール	かなうぇるにピアノを設置してほしい	金谷のかなうぇるをよく利用させていただいています。 子供の習い事の帰りの 18 時過ぎにふらっと立ち寄ることが多いのですが、季節の工作など気軽に楽しめるコーナーがあってとても助かっています。 そして、こんな素敵な空間にピアノがあればいいのに、、、といつも思っていました。 おおるりで時々ロビーピアノを開催していますが、あくまでイベントみたいなもので常時利用できるわけではないのが残念です。 小さいグランドピアノが２台ありますが、２台で連弾してる人を見たことないので 1 台かなうぇるに設置されたらと期待しています。 かなうぇるの窓口業務の終わった夜間にいつでも利用できる『ナイトロビーピアノ』ぜひ検討していただきたいです。	「かなうぇる」は、新たな「金谷地区のシンボル」とし、子どもからお年寄りまで誰もが訪れ、「つながり」が生まれる生活交流拠点として整備した施設です。ご提案いただいたアイデアは、誰もが自由に弾ける状態のピアノを通じて人と人のつながりを生み出すといった趣旨であり、「かなうぇる」のコンセプトとも合致するものです。 ○○様からの「市長への手紙」にありましたように「おおるり」のロビーには、グランドピアノが１台、アップライトピアノが１台ありました。現在は、グランドピアノをロビーに、アップライトピアノは２階の練習室に設置して利用しています。「おおるり」には、他にもピアノがありますが、どれも施設内で利用しており、ご提案のあった「かなうぇる」への移設については、叶わない状況となっております。 また、「かなうぇる」のホールは、イベント時に使用するため、グランドピアノを設置した場合、ホールの使用に制限が生じてしまいます。 以上の状況から、グランドピアノやアップライトピアノの「かなうぇる」への設置は難しいものの、頂いたご意見をできる限り実現するために検討した結果、移動が容易に行える電子ピアノの設置を考えています。以前（令和６年４月から５月頃）に「かなうぇる」のホールに試験的に設置していた電子ピアノがございます。音質やタッチはグランドピアノやアップライトピアノには劣りますが、早急にホールへの設置に向けて調整してまいります。 なお、「かなうぇる」の管理・運営は指定管理者	○	資産活用課 (36-7124)

				が行っており、ホールに面した管理人室に管理人が常駐しています。何かお気づきの点があった際には、ご遠慮なくお声がけください。 今後とも皆様に満足いただける施設となるよう改善を重ねてまいりますので、引き続き、ご理解ご協力いただけますよう、よろしくお願いします。		
2	メール	第 50 回衆議院議員総選挙・第 26 回最高裁判所裁判官国民審査について	第 50 回衆議院議員総選挙は 10 月 15 日公示、10 月 27 日投票日に決まり、一部期日前投票が開始されています。 本選挙は衆議院議員総選挙（小選挙区・比例区）及び最高裁判所裁判官国民審査とあります。 本選挙について質問があります。 １．事前に「投票所入場券」が交付されますが、公示日 15 日のところ私には 10 月 10 日 に届きました。 投票所入場券の交付については、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第三十一条第一項の規定により、公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付するよう努めなければならないとされています。 この件について島田市選挙管理委員会へ問合せましたが期日前投票に間に合うようにしたとの回答で、法律的に問題がないかについては無回答でした。また、総務省選挙課にも問い合わせましたが、あくまでも公示日以降に交付するとしか回答はなく公示日前に交付してよいとの回答は得られませんでした。（公示日以降の交付でなければいけない理由も回答なし。） 法律が守られていないと思われますが市長のお考えを回答願います。 ２．期日前投票は選挙期日の公示(告示)日の翌日から投票日前日までとなっていて、島田市役所本庁舎では令和 6 年 10 月 16 日（水曜日）から 10 月 26 日（土曜日）まで、かなうぇる及び川根支所の開始日は令和 6 年 10 月 19 日（土曜日）となりますとの案内でした。 衆議院総選挙はテレビや新聞報道である程度の情報は得られますが、最高裁判所裁判官国民審査については情報がなく、この状態での審査はできにくいと考えます。以前は国民審査については最	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関するお問い合わせについて回答させていただきます。なお、選挙管理委員会の任命権者は市長ではないため、私が直接、指示命令できる立場にないことを御理解ください。 投票所入場券の交付時期についてでございますが、御指摘のとおり公職選挙法施行令第31条第１項において「市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がない限り、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票入場券を交付するように努めなければならない。」と定められています。 一方で、公示又は告示の日の翌日から開始される期日前投票を利用する選挙人が増加し、公示又は告示の日には投票所入場券が交付されていることを望む選挙人が増えている実情もあるようです。 このような状況において、選挙人の希望に寄り添った当市選挙管理委員会の判断は、ベストではないかもしれませんがベターではあると私は思います。 なお、公示又は告示の日以前の交付を禁止するとの記述は、公職選挙法施行令等にないため、現在の島田市選挙管理委員会の判断が即座に法令に反しているとは考えておりません。 次に、最高裁判所裁判官国民審査の情報がないことについてでございますが、最高裁判所裁判官国民審査については、静岡県選挙管理委員会が発行する「最高裁判所裁判官国民審査公報」を衆議院議員総選挙の選挙公報とともに新聞折込を利用して配布されています。 今回の選挙は急な公示でありましたが、市内新聞配達事業者の御協力のもと通常の折込準備に要する日数を１日短縮し、10月22日（火）に配達していただいたと伺っています。それでも公報がお手元に届くまでは、御自身で判断材料を収集しての審査とな	○	選挙管理委員会 (36-7238)

			高裁判所裁判官についての実績紹介等を配布されていたように思いますが、島田市選管に問い合わせたところ国から情報が届いておらず、10月22日の新聞折り込みに入れるとの回答でした。 期日前投票では当然、国民審査が行われますが、期日前投票が開始されているのに情報が間に合っていない状況をどのように考えているのでしょうか。	りますが、やむを得ないものと認識しています。 いずれにせよ、今回の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は急な公示となりましたが、当市選挙管理委員会も大変苦慮しながら準備を進めてくださっています。一人でも多くの市民が政治に関心を持ち、投票してくれることを期待しながら、一選挙人として見守っているところです。		
3	メール	島田医療センターの説明責任について	過日、家族が島田医療センターに入院となり、DPC方式という請求（実施した医療行為での点数請求でなく、病名のくくりで請求）で、実際の医療行為とはかけ離れた病名により高額請求となりました。＜３日で約２４万円＞ 入院時に実際に行われた医療行為の量に基づいて病名を決める（厚労省のガイドラインで説明されている）という点で納得できていない事、そしてその事に疑義がある場合は患者に懇切丁寧に説明しなければならない（療養担当規則　県の機関でも助言いただきました。）となっているにもかかわらず、医師より丁寧な説明がなされません。 以上、2点について市長様のお力を借りたくお願い申し上げます。 病院への説明を求める書面を作りましたので、回答をしていただけるようお願いしたいです。 一度申し入れしましたが、残念ながら具体的な回答はありませんでした。 DPCで請求の場合、厚生労働省からのマニュアルを遵守していただき、間違っていた場合請求の訂正をしていただけたらと思います。 島田医療センターは私たち市民の税金で建てられたものであり、市民が安心して安全に利用できるよう、今後も市長様には見守っていただけますようお願い申し上げます。 医師は療養担当規則に基づき、患者からの質問に懇切丁寧に答えなければならない（法による）となっています。（県の機関で確認済）よって、患者に対し、具体的かつ丁寧な説明を求めます。 【島田医療センターからの回答必要】 １、なぜこの在院 日数が必要だったのかを説明していただきたい。	このたびは、島田市立総合医療センターからの丁寧な説明がなされていないということで、〇〇様に不快な思いをさせてしまったことにつきまして、深くお詫びいたします。 島田市立総合医療センターからの回答につきまして、別添のとおり送付いたしますので、ご確認ください。 医療費につきましては、患者様の窓口負担や保険料のほか、現役世代からの支援金や税金で賄われているため、国の定める診療報酬の算定ルールに基づき、保険医が診療にあたり、傷病名の診断や治療、入院決定などを行っています。 また、島田市立総合医療センターは、急性期医療を担う地域の中核病院として、地域の皆様が必要な時に適切な医療を受けられるよう体制を整えています。 患者様やご家族が安心して診療を受けられるよう、引き続き患者様の立場に立って、丁寧な説明を行うよう、指導してまいりますので、今後も医療保険制度及び地域医療体制の維持に御理解、御協力をお願いします。 【島田市立総合医療センターからの回答】 日ごろから当病院事業につきまして、ご理解ご協力を頂きありがとうございます。 市長への手紙をいただきました「島田医療センターの説明責任」につきまして、以下のとおり回答いたします。 「１．なぜこの在院日数が必要だったのか」について ご家族の希望により入院されましたが、その翌々日に患者様の希望により退院されたため、入院の期間は３日となりました。	○	病院総務課 医事課 (35-2111)

			２、何のために入院に 至ったのか。 ３、「慢性硬膜下血腫での治療は元々なかった。食事も摂れているので、もうこれ以上預かれない。」と言われ退院となったので、慢性硬膜下血腫での医療行為の必要はなかったと理解していいか。DPC の傷病名は慢性硬膜下血腫となっている。（入院時の傷病名が慢性硬膜下血腫でも入院中の医療資源の投入量で決定するルールになっている。）そこの矛盾も、理解できるように説明して欲しい。入院の継続の場合、その後どのような治療を継続するつもりだったのかについても具体的に教えて欲しい。 ４、主要症状または異常な所見もしくは問題をDPCの請求の主要病態として選択するとあるが、入院中の主要症状または異常な所見もしくは問題を具体的に記していただきたい。（入院時の既存傷病名で決めないルールとなっている。） ５、入院中の医療資源の投入とその量についての見解を聞きたい。（施術された医療行為とその量）	「２．何のために入院に至ったのか」について 令和６年９月２日の受診時に撮影した頭部ＣＴにて、初診時（令和６年８月30日）に確認したＣＴ画像と比べ硬膜下血腫の大きさに変化がなく、血腫の量は少量で、脳を圧迫している状態ではありませんでしたが、高齢であり、ご家族の心配が強かったため、慢性硬膜下血腫の経過観察目的にて入院を決定しました。 「３．医療行為がなくDPC病名が「慢性硬膜下血腫」であることの矛盾の説明と退院しなかった場合の治療内容」について 入院当日に頭部ＣＴを施行し、「慢性硬膜下血腫」を認め、ご家族の意向も汲んで、経過観察入院といたしました。 入院中は、片麻痺などの脳神経症状が出現した場合には、緊急対応をすべく、経過を観察していました。 入院が継続していた場合の治療内容につきましては、入院当初の治療計画のとおり、引き続き、経過観察を行う予定でした。 「４．入院中の主要症状または異常な所見もしくは問題」について DPC/PDPS傷病名コーディングテキスト改定版（第６版）（令和６年６月　厚生労働省保険局医療課）P.26に『医療資源病名を「疑い」とする場合（診断未確定）には、入院の契機となった傷病名、主要症状又は異常な所見等を主要な傷病名として選択する』と記載されておりますが、今回の入院では、「慢性硬膜下血腫」と診断が確定されています。 「５．入院中の医療資源の投入とその量についての見解」について 入院当日に外来で行った検査・画像診断に係る費用は、入院診療費（DPC包括評価の範囲）に含まれるため、別に算定することができません。（疑義解釈資料（その１）別添４の問６－４（令和６年３月28日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）参照） その外来診療分を含め入院中の診療に係る内容の詳細につきましては、入院診療費の請求書と併せてお渡しした「診療費明細書」に記載のとおりです。 なお、入院期間中に複数の病態（傷病名）が存在する場合には、どの病態に医療資源を最も投入した		

				かで、DPC病名を選択することとなりますが、今回、入院をされた脳神経外科において診断が確定している傷病名は「慢性硬膜下血腫」のみです。 　また、入院当日から、食事は全量摂取されており、〇〇様が主張されている「栄養障害」の状態には当たらないと判断しています。		
4	メール	コミュニティバス、シルバーについて	初めまして。私は家山に住む、脳内出血後遺症で、片麻痺になった者です。 　私は杖を着いており雨降りは傘をさして歩くことも出来ないため、仕事をしたいのですがえきまで、私の足で自宅から 15 分かかります。川根のシルバーはとてもつかいにくく、週 1 しか使えない現状です。タクシーがあれば使う人もいるはずなのに配置もされていないです。 　おばあちゃん達は駅から郵便局まで攻めて、もしくは元林医院までバスがあればいいのにといつも愚痴をきかされております。 　私ももし郵便局、元林医院まで、コミュニティバスが、はいってくれたら、仕事もできるし通えるのになどいつも思っております。どえか、池周辺西向き地区に住むあしよ悪い御年寄、若者に対してもう少し住みやすい環境をくださいm(_ _)m冬になり、最終バスが家山に着く頃あたりは真っ暗苦学生含め危険だと思います。お願い致します(＞人＜;)	移動困難な方がコミュニティバス等移動サービスをご利用する際に生じる不具合は、市としましても新たな移動手段を構築するうえで解決していかなければならない重要な課題であると認識しております。 　そのため、当市では、現状の公共交通が直面している地域の実情を把握し、将来の需要変化を見据えた持続可能な公共交通の在り方を示すべく、昨年度「島田市地域公共交通計画」を策定し、今年度からはこの計画に基づき、地域内の移動を担う新たな交通サービスについての検討を開始しております。 　この一環として、令和６年９月18日（水）に「川根地域公共交通ワークショップ」を開催し、地域住民の皆様と川根地区に必要な交通サービスの検討を行いました。 　このワークショップを通じて、地域の皆様とともに地域にふさわしい公共交通の姿を考え、「地域の実情にあった新しい交通サービス」の導入に繋げていきたいと考えております。 　今後も引き続き「川根地域公共交通ワークショップ」を開催していく予定ですので、次回のワークショップにおいては、〇〇様からいただいた御意見も踏まえた新たな交通サービスを検討していきたいと思います。 　今後とも、市民の皆様からのご意見を大切にし、より良い交通環境の実現に向けて努力してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	△	生活安心課 (36-7144) 福祉課 (36-7154)